

<報道発表資料>

令和3年7月27日

荒川中流右岸ブロック河川整備計画、 中川・綾瀬川ブロック河川整備計画を変更しました

河川整備計画は、河川法に基づき、河川管理者が概ね30年間で行う河川の整備や管理について具体的な目標や内容を定めるものです。

埼玉県では荒川水系、利根川水系にある一級河川のうち県が管理している河川について、6ブロックに分けて、平成18年に河川整備計画を策定しました。

その後、令和元年東日本台風による甚大な被害を受け、浸水被害の早期軽減を図るため、令和2年に埼玉県河川整備計画策定専門会議を全4回開催し、計画の変更を検討してきました。

このたび、荒川中流右岸ブロック河川整備計画、中川・綾瀬川ブロック河川整備計画を変更しましたのでお知らせします。

1 主な変更内容

○荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画

- ・一級河川入間川、都幾川、槻川、高麗川、市野川において河川整備計画目標流量を変更するとともに新たな築堤等を位置づけ
- ・一級河川飯盛川、九十九川、葛川、新江川において新たな排水機場や調節池等を組み合わせた合流点処理を位置づけ

○利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画

- ・一級河川元荒川、庄兵衛堀川において新たな調節池等を位置づけ

2 その他

変更した「荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画」、「利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画」及び埼玉県河川整備計画策定専門会議の資料等は、埼玉県河川砂防課ホームページに掲載しています。

○埼玉県河川砂防課ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/seibikeikaku2.html>

また、下記の県関係機関において変更した河川整備計画の閲覧ができます。

○荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画

県土整備部河川砂防課、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、総合治水事務所

○利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画

県土整備部河川砂防課、さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合治水事務所